



丸の内ソレイユ法律事務所



SOLEIL通信 Vol.20

お気軽にご相談下さい！
千代田区丸の内2-2-1
岸本ビルディング3階
TEL: 03-5224-3801
Mail: office@maru-soleil.jp
December 2014

MERRY CHRISTMAS!! & A HAPPY NEW YEAR!!

皆様、お元気におすごしでしょうか。
少し早いですが、Merry Christmas and Happy new year!



2014年は、当事務所にとって、勤務弁護士がそれぞれの得意分野についてセミナーを開催する企画がスタートした記念となる年でしたが、引き続き来年も、毎月1回(8月と12月は除きます)勤務弁護士による法律セミナーを、東京国際フォーラムにて開催する予定です。今年と同様、多数の方々の来場をお待ちしております。

私はといえば、「日本一、世界一の離婚弁護士」の立ち位置を一層強固にするべく、毎日の法律相談に励む1年でしたが、他方で、これまたご相談の多い中小企業様を一層ご支援するために、タイ、ミャンマー、ニューヨーク、東京、福岡、北九州地方の注目企業様を視察するなどして多くの気づき、学びを得た1年でもありました。

それやこれやで本年度も皆様には、大変お世話になり当事務所は順調な発展を遂げることが出来ました。メンバーも昨年暮れに中村重樹弁護士、今年5月に飯塚与始子弁護士、そして12月には池田佳謙弁護士が新たに入所し、2015年は、弁護士総勢9名、事務局6名、アルバイト2名のメンバーで、スタートを切ります。本年度に得た経験、気づき、知識などを生かし、さらに一層のリーガルサービスを皆様方にご提供できるよう、所員一同気持を新たに業務にまい進する気持で張り切っております。

謹 賀 新 年

来年も、皆様方からの一層のご指導・ご鞭撻、
どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様、良い年をお迎えください！



1月のセミナーのお知らせ

さっそく、2015年のセミナー第1弾のお知らせです。

講演者は、渡辺祥穂(わたなべさちほ)弁護士、テーマは最近話題の「家族信託」です。題して「(仮)遺言の新しい形: 財産の譲り方が増えました！」。

信託と聞くと、多くの方は、信託銀行を思い起こすかもしれません。それは間違いではありませんが、正しい知識ではありません。「信託」とは、特定の人が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう(信託法2条1項)と定義され、信託法によって規律されています。こう書くと小難しいのですが、最近では、高齢者・障害者のための財産管理制度(福祉型信託)としても普及することが期待されており、特に遺言で「信託」を導入するメリットが大きいとされています。

遺言書を書こうとしている方！是非今回のセミナーに出席し、「信託」も視野に入れることをお勧めします。